①～③、⑤～⑧　第１号２⑴～⑶、⑸、⑺、⑻、⑽に同じ

④　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

１）３径間以下の鈑桁橋

２）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

㋓　床版支間長が4.5ｍ以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

⑵　当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、現地での架設期間は平成23年５月から平成24年６月を予定する。

①、③　第１号２⑹①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

⑶　第１号２⑼に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として、「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成22年９月30日14時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ

⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Sagamijyukan Ichinomiya fifth viaduct.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年７月８日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役　鉄道建設本部

東北新幹線建設局長　服部　修一

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　03

○東北建公告第９号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道新幹線、飛鳥高架橋（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　青森県青森市大字西田沢地内、大字飛鳥地内。

⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点４ｋｍ120ｍ000～５ｋｍ904ｍ167（Brm-1.167m）（延長Ｌ＝1,783m）間の場所打ちＲＣ杭基礎によるラーメン高架橋及び橋りょう工事である。

⑸　工期　33箇月間

⑹　使用する主な資機材　生コンクリート　約44,000㎥　鉄筋　約11,800ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。